大阪市港区広報紙「広報みなと」広告募集要項

民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域 経済の活性化を図ることを目的として、港区広報紙「広報みなと」に広告枠を 設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

- (1) 名称 港区広報紙「広報みなと」
- (2) 形状 タブロイド判 8~12ページ
- (3) 発行部数 50,000 部
- (4) 発行日 毎月1日
- (5)配布方法
 - ・港区内の各ご家庭、事業所に直接配布
 - ・区役所、図書館、区民センター、スポーツ施設、教育関係施設など港区 内の大阪市関連施設に設置
 - ・港区内の主要駅及び集客施設、銀行、病院、一部コンビニ等に設置

2 広告の募集

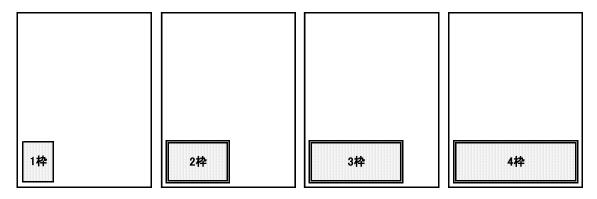
令和5年5月号~令和6年4月号の各月掲載分を募集します。

3 広告の規格

- (1) 掲載場所 各面の最下段(ただし、市政情報ページ(「大阪市民のみな さんへ」3ページ分) は除く)
 - •8ページの場合 1~8面各面の最下段(掲載総枠数 20枠)
 - 12 ページの場合 1~12 面各面の最下段(掲載総枠数 36 枠)

(2) サイズ

- •1 枠使用 縦 80mm×横 60mm
- 2 枠使用 縦 80mm×横 123mm
- · 3 枠使用 縦 80mm×横 186mm
- ・4 枠使用 縦 80mm×横 249mm



- (3) 刷り色 フルカラー
- (4) フォント

JIS 規格約7 ポイント (10 級相当) を最小とします。ただし、特別な場合 (表、リスト、地図等) は JIS 規格約 5.5 ポイント (8 級相当) まで使用できるものとします。

4 広告掲載料金

- ・表紙(1面) 1枠 50,000円(ひと月あたり)税込
- ・ 裏表紙 (8 面または 12 面) 1 枠 40,000 円 (ひと月あたり) 税込
- ・中面(表紙、裏表紙、市政情報ページ除く) 総枠数 12 枠または 28 枠 1 枠 30,000 円(ひと月あたり) 税込

なお、以下の条件にあてはまる場合、上記料金より割引きします。

<期間割引>令和5年5月号~令和6年4月号までの間に、

3ヶ月間継続して掲載を希望する場合 10%

4ヶ月~6か月間継続して掲載を希望する場合 15%

7ヶ月~12ヶ月間継続して掲載を希望する場合 20%

<枠数割引>同一紙面内で、

- 2枠(上記規格サイズに限る)を使用して掲載を希望する場合 10%
- 3 枠(上記規格サイズに限る)を使用して掲載を希望する場合 15%
- 4 枠(上記規格サイズに限る)を使用して掲載を希望する場合 20%

なお、これらの割引きについては併用が可能です。 (別紙をご参照ください)

5 掲載の申込・取下げ

港区広報紙広告掲載申込書(以下申込書)を掲載希望月の前々月 10 日 (土・日・祝の開庁日の場合はその前の開庁日)までに港区役所総務課 (総合政策・公民地域連携)まで提出してください。また、既に提出し た申込書の取下げについては掲載希望月の前々月末日(土・日・祝及び 12月29日の閉庁日の場合はその前の開庁日)までとします。

6 広告掲載の決定

(1) 申込書を提出後、港区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。なお、審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めること

があります。

- (2)審査の結果、適当と認めたときは広告掲載決定通知書を発行し、広告を掲載します。
- (3)申込時に掲載面の指定ができますが、配置については当区で決定します。 (同業者が同じ紙面になる場合があります。)

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告原稿は、港区役所広報紙編集等業務の委託事業者が作成します。(広告掲載料には広告原稿作成費が含まれています。)
- (2) 広告原稿を完全データで提出していただく場合
 - ・申込書をご提出いただく際に、広告原稿のカンプ(出力見本)を港区 役所総務課(総合政策・公民地域連携)まで提出してください。また 完全データを指定する期日までに提出してください。
 - ・広告に画像等を挿入する場合は、本区の広報紙としての品格を損なわないよう、またデータの大きさ等にも留意してください。
 - ・広告原稿について本区より校正の指示がある場合は、広告主は正当な 理由がある場合を除き、本区の指示に従い速やかに対応してください。
 - ・広告原稿作成に関する広告掲載料金の割引き等はありません。

8 広告掲載料金の支払

広告掲載料金は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に納付してください。

9 広告掲載料金の返還

徴収した広告掲載料金は還付できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。

10 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消します。

- (1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (4) その他港区長が必要と認めたとき

11 その他

- (1) 広告原稿の作成に当たり、広告主は「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪 市港区役所における広告掲載要領」を遵守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、港区役所と協議すること

とします。

- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ港区役所と広告主 双方協議のうえ定めることとします。
- 12 問合せ・申込先

大阪市港区役所 総務課 (総合政策・公民地域連携) 〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25 電話 06-6576-9683 FAX 06-6572-9511